

議案第17号

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の
減少及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成31年3月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させることとし、愛知県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更するものとする。

平成31年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第290条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議する必要があるからである。

愛知県市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約

愛知県市町村職員退職手当組合同約（昭和33年愛知県市町村職員退職手当組合同約第1号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2の3区の項中「東部知多衛生組合 常滑武豊衛生組合」を「東部知多衛生組合」に、「愛知中部水道企業団 日東衛生組合」を「愛知中部水道企業団」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規約による変更後の愛知県市町村職員退職手当組合同約別表第2の規定は、平成31年4月1日以後最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用する。